

「心構えと関連知識」講義の山脇康嗣講師への質問

質問1：入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「技・人・国」についてご質問です。1号と2号は一見場合分けされているようにも読めますが、申請人は1,2,3号いずれにも該当していることが求められています。単純に理解すると、2号で従事できる業務は限定されているものの、1号に求められる学歴要件が求められていない。反対に学歴があれば、より多様な業務に従事できる可能性を意図した条文であるという理解で正しいでしょうか？基本的な条文の読み方かもしれませんが、すんなりと頭に入ってこないため、弁護士先生にお聞きしたいものです。

山脇講師からのご回答：

「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格該当性は、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う①自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は②外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動です（入管法別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄）。

上陸基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄1号は、①自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務に従事しようとする場合の要件を規定し、同下欄2号は、②外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合の要件を規定しています。

①の自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務に従事する活動は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動であるため、上陸基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄1号イ、ロにおいて学歴要件を規定しつつ、当該要件を満たさない場合には、ハにおいてそれに相当する程度の実務経験を求めています。

他方、②の外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する活動は、必ずしも学術上の素養を背景とせずとも、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持って、その能力を要する業務に従事する活動であるため、上陸基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄2号において学歴要件を規定しない一方で、「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」を「翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務」に具体的に絞り込んでいます。

なお、①の自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務も、②の外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務も、いずれも、いわば「評価概念」ですので、ある特定の業務が、「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に該当するとともに、同時に、「自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」にも該当することがあります。

質問2：先日はご講演いただきありがとうございました。大変勉強になりました。ご意見ご指導をいただきたく質問させていただきます。私は日本語学校に勤めており、今回、2023年4月期生の期間更新申請を進めております。1人、中国籍の学生の経費支弁者が、学生が来日した4か月後（2023年7月）に技能実習生として来日していることがわかりました。まず疑問に思ったことですが、技能実習申請と子女の留学状況とは関係ないことでしょうか。経費支弁者に関する資料提出についても、提出する必要があるか教えていただきたく存じます。①経費支弁者の在留カードコピー、在職証明書、給与明細、源泉徴収票、課税証明書も提出する ②経費支弁者の預金残高証明も提出する ③経費支弁者または本人の理由書や説明書も提出する 今まで、経費支弁者の変更を経験したことがないのですが、申請時と同じように書類を用意、提出した方が良いでしょうか。お恥ずかしながら、長年日本語学校に勤めておりますが、このようなことは初めてでございます。知見をお聞かせいただければと存じます。よろしく願いいたします。

山脇講師からのご回答：

「留学」の在留資格については、経費支弁が可能であることが、上陸許可基準として求められています（上陸基準省令の留学の項の下欄2号）。

よって、「留学」に係る在留期間更新許可申請書における項番22「滞在費の支弁方法等」の欄に正確に記入するとともに、添付資料たる「滞在費支弁に関する申告書」にも正確に記入する必要があります。

本件では、在留資格認定証明書交付時から経費支弁状況に変更があるようですので、具体的にどのような書面の提出が追加的に必要となるかについては、事前に管轄の地方出入国在留管理官署においてご相談されることをお勧めいたします。

「先行成功事例に学ぶ」講義の菅原純平講師への質問

質問1：一時帰国休暇制度で端折った部分を教えてほしい。

入管協会より：これにつきましては、大事なポイントの一つですので、おって菅原講師にお話を伺い、HP及び「国際人流」に掲載します。